

丹波篠山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び丹波篠山市
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）の改正により、育児を行う職員の超過勤務の免除の見直し及び介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等が行われることについて、令和 7 年 1 月 24 日に兵庫県市町振興課から通知がありました。この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行されます。

この改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うものです。

2 改正の概要

（1）超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大（第 1 条関係）

対象となる育児を行う職員の範囲を、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に拡大

（2）介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化（第 1 条関係）

ア 職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知・意向確認

イ 職員への仕事と介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供

ウ 職場環境の整備（研修等の開催、相談体制の整備）

（3）その他所要の改正（第 2 条関係）

介護をするための時間について引用している条文が改正されたことによる改正

3 施行期日等

（1）施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

（2）経過措置

改正後の丹波篠山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 8 条の 2 第 2 項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができるものとします。

丹波篠山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「基準政令」といいます。）の定める基準に従い、各市町村が条例で定める額に基づき行うこととなっています。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）により、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」といいます。）別表第4イ公安職俸給表（一）及び第11条第3項の扶養手当支給額が改定されました。これに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和7年政令第37号）が令和7年2月21日に公布され、非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額並びに扶養に係る補償基礎額の加算額について、所要の改正が行われたため、これに合わせ、それぞれ改定を行います。

2 改正の概要

(1) 非常勤消防団員等の補償基礎額

国の基準改定に伴い、消防団員の各階級の勤務年数に応じた補償基礎額を下記のとおり引き上げます。

別表（第5条関係）補償基礎額表

現行				改正後			
階級	勤務年数			階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上		10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,500円	13,350円	14,200円	団長及び副団長	12,900円	13,700円	14,500円
分団長及び副分団長	10,800円	11,650円	12,500円	分団長及び副分団長	11,300円	12,100円	12,900円
部長、班長及び団員	9,100円	9,950円	10,800円	部長、班長及び団員	9,700円	10,500円	11,300円

(2) 消防作業従事者等の補償基礎額

国の基準改定に伴い、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,100円から9,700円に、最高額を14,200円から14,500円に引き上げます。

(3) 扶養に係る補償基礎額の加算額

扶養に係る補償基礎額の加算額は、給与法の扶養手当支給額を日額換算したものと定められています。

今般の給与法の改正により、扶養手当支給額が改正され、加算額についても国の基準が改定されたことに伴い、配偶者に係る加算額を217円から100円に引き下げ、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の加算額を333円から383円に引き上げます。

(4) その他

基準政令に合わせて字句の整理を行います。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年4月1日

(2) 経過措置

この条例による改正後の規定は、令和7年4月1日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用します。

丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

令和7年1月31日に子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第7号）が公布され、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行日（平成27年4月1日）から10年を経過する日までの間において講じられていた経過措置の期限が令和6年度末に到来するため、施行開始日より10年経過日の翌日から5年を経過する日まで期限を延長する措置がなされました。また、保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に関する見直し等がなされ、規定が追加されました。

このことにより、丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例において規定している基準について一部を改正します。

2 改正の概要

（1）連携施設経過措置の延長

連携施設経過措置について、条例の施行の日から起算して15年を経過する日まで延長します。

（2）保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に関する見直し

- ① 家庭的保育事業者等が特定教育・保育施設との連携によって、適切に確保しなければならない連携協力項目（保育内容支援）について、特定教育・保育施設以外の保育を提供する事業者（小規模保育事業者等）から確保することも可能とします。
- ② 代替保育については、市長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合は、連携施設の確保を不要とします。

3 施行期日

令和7年4月1日

※用語説明

特定教育・保育施設	認定保育所・こども園・幼稚園のこと
特定地域型保育事業	市が定めた基準を満たした保育をする認可施設のこと
家庭的保育事業等	小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業等のこと
保育内容支援	利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
代替保育	事業所の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、必要に応じて、当該事業者にとって提供する保育のこと。
連携施設	家庭的保育事業者等を利用していた乳幼児が3歳児になる際に継続的に受け入れ、保育・教育を行う連携施設のこと。 例) 近隣の保育園・こども園

※市内には、特定地域型保育事業所（小規模保育事業所、家庭的保育事業所等）はありません。

丹波篠山市立東雲コミュニティセンターの指定管理候補者の指定
について

丹波篠山市立東雲コミュニティセンターの指定管理候補者について、下記のとおり選定しました。

記

1 選定した指定管理候補者

所在地 : 丹波篠山市小田中220番地2
指定管理候補者名 : 東雲コミュニティセンター運営委員会
代表者名 : 委員長 新才 博章

2 指定管理期間

令和7年7月1日から令和12年3月31日まで（4年9ヶ月）

3 提案指定管理料

631,600円（令和7年度分）

4 指定管理候補者の選定

丹波篠山市立東雲コミュニティセンターに係る申請書類及び提案内容について、総合的に審査を行い、当該施設の設置目的が果たせ、かつ、安定した施設管理能力や経営能力を有していることを確認しました。

5 特定指定する理由

東雲コミュニティセンターは、地域住民の生活及び文化の向上を図り、福祉の増進に寄与するために設置された村雲地区のコミュニティセンターです。

東雲コミュニティセンター運営委員会は、村雲地区のまちづくり協議会、自治会及び関係団体で構成されており、地域の活性化に関わっている同運営委員会に管理運営を委ねることで、施設利用者へ柔軟な対応ができ、地域住民等へのサービスの向上につながることから特定指定するものです。